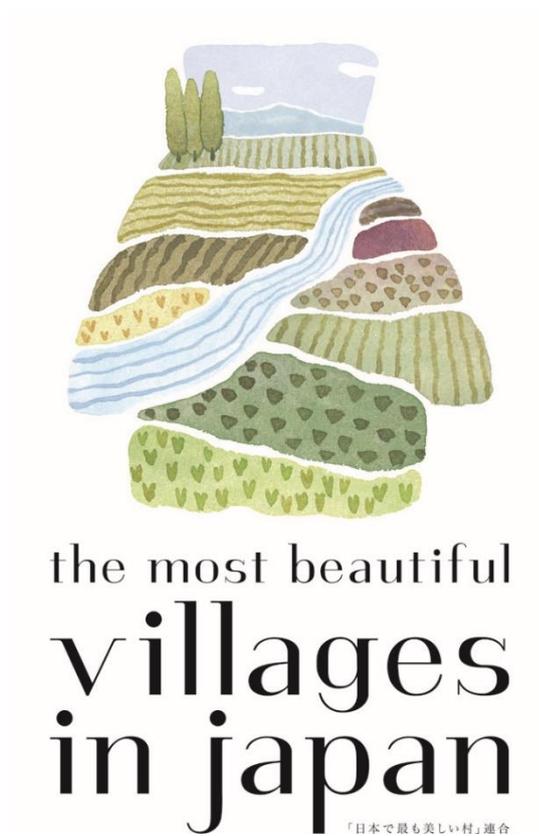


# 赤井川村国土強靱化地域計画



北海道赤井川村

令和2年2月

はじめに

平成 23 年に発生した東日本大震災をはじめ、全国各地で発生する大規模な地震や台風等による豪雨災害、北海道内でも平成 30 年 9 月に発生した胆振東部地震により、多くの尊い人命が奪われ、莫大な経済的損失を被り続けてきました。これら大規模自然災害への備えは、国及び地方公共団体における最重要課題として位置づけられております。

このような事態を避けるためには、まずは人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づく継続的な取り組みが重要となります。

このような理念から、国においては平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年 6 月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」を策定されております。また、北海道においても平成 27 年 3 月に「北海道強靱化計画」が策定され、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進する体制が整備されております。

本村においても、国、北海道と連携しながら、国道 393 号の道路改良や防災備蓄倉庫の整備、開村以来の住民悲願であった道道余市赤井川線「冷水トンネル」の開通をはじめ、村道や河川の土砂災害防止対策の推進などの防災対策を進めてきましたが、豪雨による河川の氾濫や胆振東部地震に伴う全道規模の長時間に渡る停電等により、住民生活に大きな影響を与える甚大な被害を被ってきました。

このため、今後想定される大規模自然災害から住民の生命・財産を守り、本村の持続的な発展を進めるためにおいても「強靱な地域」を構築するために「赤井川村国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を強靱化に関する指針として活用し、国、北海道、関係機関と一体になって、総合的、計画的に強靱化の取り組みを推進していきます。

令和 2 年 2 月

赤井川村長 馬 場 希

第1章 赤井川村国土強靱化の基本的な考え方

|           |   |
|-----------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の基本方針 | 2 |
| 4 計画の基本目標 | 2 |

第2章 赤井川村の地域特性

|              |   |
|--------------|---|
| 1 地勢         | 3 |
| 2 気候         | 3 |
| 3 人口動態       | 4 |
| 4 産業構造       | 4 |
| 5 道路交通状況     | 5 |
| 6 過去の大規模自然災害 | 5 |
| 7 想定災害と被害    | 6 |

第3章 脆弱性評価の実施

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 脆弱性評価の指針         | 7  |
| 2 評価の方法            | 7  |
| 3 評価の実施手順          | 7  |
| 4 想定するリスクの設定       | 7  |
| (1) 地震             |    |
| (2) 風水害            |    |
| (3) 雪害             |    |
| (4) 火山噴火           |    |
| (5) 原子力発電所         |    |
| 5 事前に備えるべき目標の設定    | 9  |
| 6 起きてはならない最悪の事態の設定 | 9  |
| 7 施策分野の設定          | 10 |
| 8 脆弱性に対する施策分野の評価   | 12 |
| 9 脆弱性評価の結果         | 20 |

第4章 強靱化の推進方針

|                |    |
|----------------|----|
| 1 計画の推進期間など    | 21 |
| 2 施策の重点化及び推進方針 | 21 |
| 3 施策の推進管理      | 21 |
| 4 老朽化対策        | 21 |

別紙

|               |    |
|---------------|----|
| 基本目標          | 22 |
| 起きてはならない最悪の事態 | 22 |

## 第1章 赤井川村国土強靱化の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震の大規模災害やこの地震に伴う全道全域が長時間の停電となったブラックアウトの経験、さらには、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とこの地震に伴う原子力発電所の事故を通じ、平時から大規模災害への備えが最重要課題であると認識されるようになった。

国においては平成25年12月11日に大規模自然災害に対し、防災・減災に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律95号・以下「基本法」という。）が公布・施行され平成26年6月には基本法に基づく国土強靱化基本計画が策定された。

この基本法では、地方公共団体の責務として「第4条 地方公共団体は、（中略）国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ「第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされている。

国土強靱化の理念として、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を行っていく必要があることから、いかなる災害等が発生しようとも、下記の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持ち安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」推進が求められている。

・・・基本目標・・・

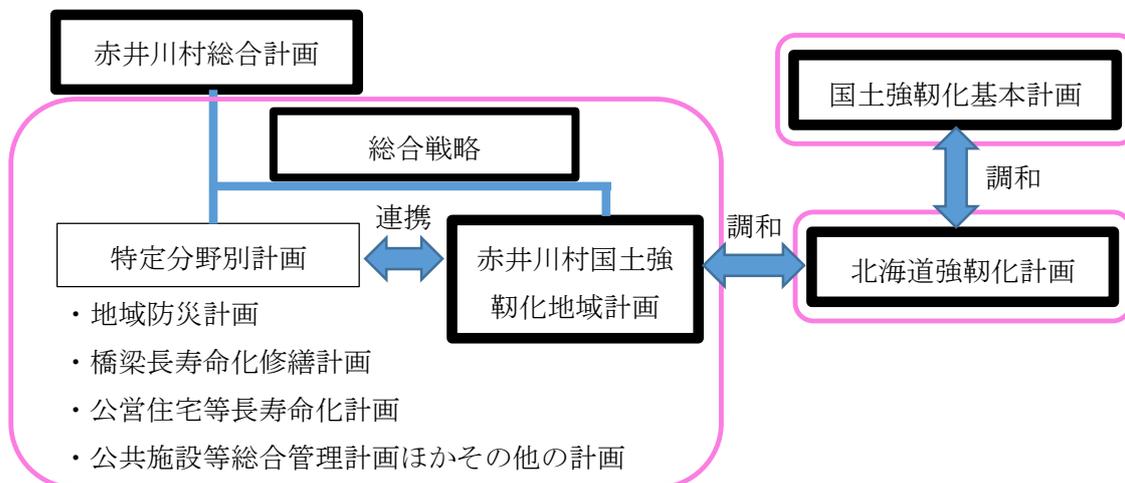
- ①人命の保護が最大限図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

本村においては、まちづくりの最上位計画として「赤井川村総合計画」を策定し、村が取り組んでいく施策や方向性を示しているが、今回策定する「赤井川村国土強靱化地域計画」は、赤井川村地域全般における国土強靱化に関する指針として位置づける。

また、「赤井川村地域防災計画」との関係については、地域防災計画では地震や風水害、雪害、さらに原子力における非常事態といった災害を特定し、その災害ごとに万が一発生した場合の対応方法について計画がまとめられているが、「赤井川村国土強靱化地域計画」は、災害ごとの対処方法をまとめるのではなく、考え得る自然災害を見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもので、災害発生前の対策が主となる。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に係る部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置づけられている。このため、総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な観点に立って一体的に推進する。



## 3 計画の基本方針

本村は、大小56本の河川が流れており、カルデラ盆地という特有の地形により周囲は山々に囲まれ、急傾斜地の崩壊、土石流の危険性がある場所も多い。今後、想定される豪雨、強風、豪雪、大規模地震・関連する大規模災害（泊原子力発電所に係る2次災害も含む）などの自然災害に対し、人命保護最優先で、災害を軽減し、早期復旧を図るうえで、以下を基本方針として赤井川村国土強靱化地域計画を策定する。

- ① 人命保護の最優先と村民財産の保護
- ② 生活上最低限必要となるインフラ（電気、上下水道、燃料等）の保全と確保
- ③ 地域、経済最低限必要となるインフラ（道路交通、情報通信等）の保全と機能強化
- ④ 公共施設の保全と機能強化

## 4 計画の基本目標

いかなる災害が発生しても基本指針を元として、以下の基本目標を達成できるよう国土強靱化地域計画の取り組みを推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小限にすること
- ④ 迅速な復旧復興がされること

## 第2章 赤井川村の地域特性

### 1 地勢

本村は、北海道後志総合振興局管内の北東部（北後志地域）に位置し、北は冷水峠を経て余市町に隣接し、東は朝里岳及び余市岳の連山により小樽市と札幌市に、南は京極町、西は仁木町に接している。

村名である「赤井川」は、諸説あるがアイヌ語の「フレ・ペツ（赤い川）」が語源とされ、2級河川「余市川」の支流でありカルデラ盆地内中心部を流れるこの「赤井川」をはじめ村内には大小56本の河川が流れている。

昭和30年代後半には、余市川の氾濫により広範囲な洪水被害が発生し、住民生活にも大きな被害がもたらされた。また、近年では、平成30年7月の大雨により普通河川の氾濫により、村道の大規模な崩落が発生している。



### 2 気候

本村市街地は、その四方を山々に囲まれたカルデラ状の地形をなしており、気象条件は盆地特有の内陸型気候となり昼夜の気温差や冬期間の気温の低下が大きい。1999年から2018年までの年間降水量平均は1,309.5mm、年間平均累積降雪量は976.5cmと道内屈指の豪雪地帯である。

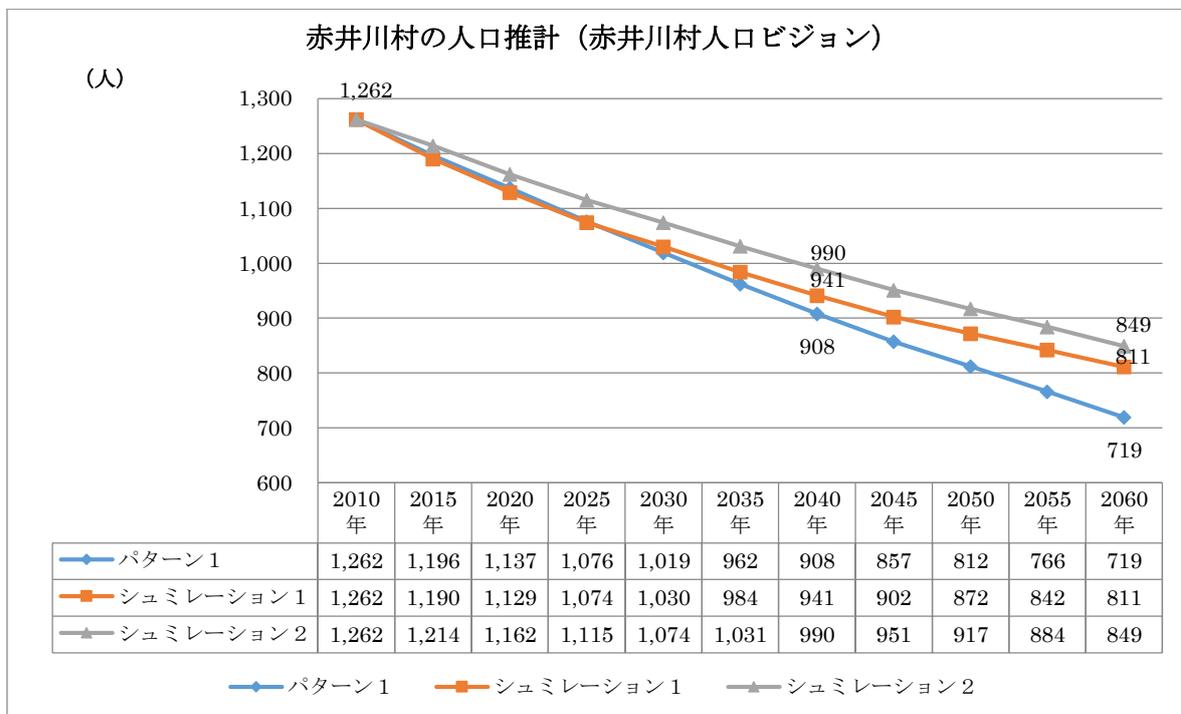
近年では、異常気象による短時間集中豪雨や大雪が発生しており、河川決壊の危険性や山間部に囲まれた地形であることから、土砂災害などの危険性が高い地域である。

### 3 人口動態

本村の人口は、平成 31 年 4 月 1 日時点で 1,243 人、世帯数 570 世帯となっている。

赤井川村人口ビジョンによる将来人口推計では、出生率の低下、高齢化による自然減による人口減少、これらのことから社会減にも繋がることが考えられ、2040 年には 908 人、2060 年には 719 人まで減少する推計となっている。

また、人口減少が進むことで、本村職員をはじめ消防団員や建設業、土木業従事者の減少にもつながり、災害時における絶対的な人手不足となる可能性が高くなることは想像に難くない。



注) パターン1 社人研推計準拠

シュミレーション1 出生率 2.1 まで上昇

シュミレーション2 出生率 2.1 まで上昇+人口流出入均衡

### 4 産業構造

平成 27 年の国勢調査では本村における就業者人口は、第一次産業 35%、第二次産業 11%、第三次産業 54%となっている。

平成 26 年の経済センサスでは、建設・製造・卸売・小売業の事業所数は 21 事業所であり、平成 27 年の農業センサスにおける農業経営体数は 109 経営体と、一次産業が基幹産業となっている。

加えて、村内には国内有数のリゾート地であるキロロリゾートを抱え、現在、国際的なリゾート地と飛躍するため新たな設備投資も行われており観光業も大きな基幹産業である。観光客入込客数は、平成 27 年の道の駅あかいがわ開業効果により、平成 30 年度には年間 110 万人を超え、農業と観光業の両輪が村の大きな基幹産業である。



## 7 想定災害と被害

村内で想定される災害としては、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることから、本計画においても大規模自然災害を対象とし、過去の被害状況や発生状況を踏まえ、災害事象ごとの概略を以下に提示する。

- ①大雨や雪解けによる余市川、赤井川の氾濫等の住宅浸水、耕作地冠水、道路冠水・崩壊、これらの災害による健康被害や死傷
- ②大雨による土砂崩れ・地滑りや、土石流等、これらの災害による健康被害や死傷
- ③豪雪による建物倒壊や道路の通行止め等による交通障害等、これらの災害による健康被害や死傷
- ④強風による電柱倒壊、電線・光ファイバー断線、建物倒壊、ビニールハウス倒壊、農作物や森林の風倒被害等、これらの災害による健康被害や死傷、長時間停電等
- ⑤大地震による建造物倒壊、道路の崩壊、土砂崩れ・地滑り、電柱倒壊、電線・光ファイバー断線、火災等、これらの災害による健康被害や死傷、長時間停電等
- ⑥首都直下型地震や南海トラフ地震等道外における大規模自然災害の発生による間接的な経済損失等

大規模自然災害への対応に当たっては、事前の備え、災害時対応、その後の復旧作業等の各段階において、国の機関、北海道、市町村、民間事業者、住民等関係者相互の連携協力が重要である。

また、住民避難や物資供給、救急援護活動等の被災地支援を迅速に進めるためには、地域間の連携による対応が不可欠である。村内はもとより村外も含め、そのために必要な情報共有やネットワークの強化を図らなければならない。

### 第3章 脆弱性評価の実施

#### 1 脆弱性評価の指針

本村の大規模自然災害等に対する脆弱性を調査し評価することは、いわば国土、赤井川村の健康診断であり、効率的・効果的な国土強靱化を進める上で必要不可欠なプロセスである。

この指針は、国土強靱化地域計画を作成するに当たって行うべき脆弱性評価を適切に実施する上で必要な事項を定めるものである。

#### 2 評価の方法

- (1) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価
- (2) 「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する施策について横断的な評価
- (3) 投入されている人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価
- (4) 施策の進捗を把握するため、出来る限りの定量的に評価を実施

#### 3 評価の実施手順

- (1) 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策及び進捗を把握するための指標の設定
- (2) 脆弱性の分析
- (3) 脆弱性の総合的な評価及び公表

#### 4 想定するリスクの設定

赤井川村国土強靱化地域計画の対象となるリスクは、国や北海道と同様に大規模自然災害、これに伴う泊原子力発電所で起きうる災害を対象とする。

大規模自然災害の範囲については、本村に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般に対応すべきものをリスクの対象とする。

また、これら災害に伴う泊原子力発電所で起きうる災害については、東日本大震災の時に福島第1原子力発電所で発生した事象が同様に起きうるリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスク、原発事故に伴う災害について、過去の被害状況や被害想定などを災害事象ごとの概略を以下に示す。

##### (1) 地震

本村で、過去20年間で発生した震度3以上を記録した地震は以下のとおりとなっている。

| 地震発生日時              | 震央地名               | 赤井川村最大震度 |
|---------------------|--------------------|----------|
| 2019/04/28 02:24:47 | 十勝地方南部             | 3        |
| 2019/02/21 21:22:40 | 胆振地方中東部            | 3        |
| 2018/09/06 03:07:59 | 胆振地方中東部(北海道胆振東部地震) | 4        |
| 2016/01/14 12:25:33 | 浦河沖                | 3        |
| 2014/07/08 18:05:24 | 胆振地方中東部            | 3        |
| 2013/02/02 23:17:35 | 十勝地方南部             | 3        |
| 2012/08/25 23:16:17 | 十勝地方南部             | 3        |
| 2011/03/11 14:46:18 | 三陸沖(東北地方太平洋沖地震)    | 3        |

|                     |     |   |
|---------------------|-----|---|
| 2008/09/11 09:20:51 | 十勝沖 | 3 |
|---------------------|-----|---|

(気象庁震度データベース引用)

これらの地震において当村では人的被害や建造物の被害発生はなかったが、平成5年7月の北海道南西沖地震においては、土木施設に1,250千円の被害が生じた。また、北海道胆振東部地震の時に発生した北海道全域での停電（ブラックアウト）においては、本村の最長停電時間は2日間に及んだ。停電の復旧に際し、北海道電力の電力系統により、本村内での通電には時間差が生じたことから、今後は非常時における電力の確保をはじめ、村内における再生可能エネルギー利活用の調査、復旧に要する時間が最小限となるよう北海道電力と情報交換を平常時から行うことが必要である。また、上下水道施設の最低限の維持のため、発電機の配置が急務である。

## (2) 風水害

本村の河川は全て源流であり急勾配の個所は少ないが、山間部で降水量が多くなると河川の決壊が発生する危険性が高まる。また、カルデラ盆地という四方を山に囲まれた地形であり、風害は少ないものの大型台風の通過、接近により大きな被害が発生している。

- ・昭和55年4月 水害 落合地区、都地区に浸水が発生
- ・平成12年9月28日 水害 都地区床下浸水が発生
- ・平成16年9月8日 台風18号  
農業被害 46,059千円、林業被害 13,036千円
- ・平成30年7月5日 低気圧に伴う大雨  
避難指示 1世帯 土木被害 12,787千円

(赤井川村防災計画資料引用)

## (3) 雪害

本村は豪雪地帯であることから、(2)で記載の通り、融雪と低気圧に伴う大雨による災害が起きやすい地帯で、昭和42年には床上浸水9戸、床下浸水25戸の融雪災害も発生している。

また、国道393号においては、大雪や吹雪、雪崩による通行止めなどの交通障害が発生している。

## (4) 火山噴火

羊蹄山が最後に噴火したのは、約2,500年前とされており、以降、噴火した記録は残っていないが、2003年に気象庁により活火山に認定されている。噴火した場合には、噴火口と村市街地の距離が約25kmであることから噴石や火山灰、溶岩流、火砕流等が村内に到達する危険性があり、積雪期に発生した場合には、融雪型火山泥流の発生も想定される。

有珠山の最後の噴火は、2000年(平成12年)であり、現在も火山活動は活発で、過去の周期から予測すると数年後に噴火する可能性も拭い切れない。噴火した場合に予測できることは、2000年に噴火した時には、火山灰が降ってきたことから風向きによっては、同様の事態が予測できる。また、避難により国道230号、276号の代替ルートとして国道393号において交通渋滞を引き起こす危険性もある。

## (5) 原子力発電所

本村は、泊原子力発電所がある泊村と同地域内に属している。本村と泊原子力発電所の距離は、直線で 30km 圏内 (UPZ) となっており、泊村で大規模地震や自然災害が発生した場合には大規模な被害が予測される。泊原子力発電所周辺地域住民は、札幌市や千歳市方面に避難することが計画されており、本村を東西に走る国道 393 号は避難ルートに位置づけられているため、交通渋滞を引き起こす危険性もある。

## 5 事前に備えるべき目標の設定

### ①最大限の人命保護

- ・道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや施設点検の結果等を踏まえ、長寿命化に向けた取り組みを計画的に行う必要がある。
- ・上下水道を維持 (断水の回避) するため、長寿命化計画に基づく施設整備や停電対策 (発電機の配備) を行う必要がある。
- ・要支援者等に対する避難誘導などの迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達をはじめ、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達等の体制を整備する必要がある。

### ②迅速な救助、救急、医療活動等

- ・被災地への救助・救護活動や医療支援等などの災害時対応については、関係行政機関及び民間企業等との一層の連携強化に努める必要がある。

### ③行政機能の確保

- ・大規模自然災害時においても必要不可欠な行政機能を持続できるよう、本村における業務継続体制の強化を図る必要がある。

### ④情報通信機能の確保

- ・J-ALERTや防災行政無線の適切な維持管理をはじめ、多様な手段による災害情報の伝達体制強化を図る必要がある。

### ⑤経済活動の機能不全の防止

- ・災害時における村内のあらゆる経済活動への影響を最小限に抑えるため、村内企業の業務継続体制の強化に努める必要がある。
- ・森林の計画的な整備や農地、農業基幹水利施設等の保全管理を推進し、2次災害抑制の観点からも国土保全機能を維持する必要がある。

## 6 起きてはならない最悪の事態の設定

国土強靱化基本法においては、大規模自然災害等の発生後における適切な対応のための事前防災の取組方針として、

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるようにすること
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧復興に資すること

となるよう国土強靱化を推進するものと規定している。これらの4点は、国土強靱化を進める上でのいわば基本目標である。

国土強靱化基本計画では、大規模自然災害を想定し、これらの基本目標を具体化し、次の8つを我が国の経済社会システムが事前に備えるべき目標とされている。

- 1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- 3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、上下水道、燃料等、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7) 制御不能な二次災害を発生させない
- 8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

次に、これらの事前に備えるべき8つの目標の妨げとなる事態として、「起きてはならない最悪の事態」として別紙のとおり設定する。

## 7 施策分野の設定

国土強靱化基本計画では、脆弱性評価を施策の分野別に行うこととされており、個別施策分野として①住宅・建築物、②交通・物流、エネルギー、③保健医療・福祉、④情報通信、⑤産業構造、⑥国土保全の6分野、横断的な分野として、①リスク・コミュニケーション、②老朽化対策、③地域振興の3分野を設定した。

### (1) 個別施策分野設定

#### ①住宅・建築物

- ・住宅耐震化、出火防止対策の促進
- ・防災備蓄庫の整備、支援物資の備蓄
- ・応急仮設住宅、避難所の運営支援
- ・上下水道、浄化槽の維持管理及び整備促進、発電機の配備

#### ②交通・物流、エネルギー

- ・村道整備、避難経路の確保
- ・国道393号望洋トンネルの整備促進
- ・暴風雪及び豪雪時における道路管理体制の強化
- ・道路改良の促進、橋梁の長寿命化計画に基づく整備の実施
- ・避難所における非常用電源の整備
- ・石油業協同組合等と災害時における協定締結
- ・再生可能エネルギー利活用に関する関連施策の総合的な推進

#### ③保健医療・福祉

- ・医療・福祉施設防災機能強化
- ・災害時医療、搬送体制整備の強化
- ・医療・福祉機能維持のための情報通信、上下水道及び非常電源確保の強化
- ・感染症予防対策、衛生環境の向上

#### ④情報通信

- ・災害時情報伝達基盤の強化
- ・災害時の電源整備
- ・公衆無線 LAN (W i - F i ) 環境の整備
- ・外国人観光客等に対する情報伝達体制の整備

#### ⑤産業構造

- ・民間事業所の防災機能強化
- ・民間事業所との災害時連携協定の締結
- ・観光産業の活性化、農林業の生産基盤整備の強化
- ・業務継続計画の策定支援、避難訓練の実施

#### ⑥国土保全

- ・河川管理施設等治水対策の推進
- ・上下水道施設の整備強化
- ・土砂災害防止対策の推進
- ・森林、農地による多面的機能の保全管理の推進
- ・災害監視体制の強化

### (2) 横断的分野

#### ①リスク・コミュニケーション

- ・住民に対する防災教育、防災訓練の実施
- ・洪水、土砂災害ハザードマップの周知
- ・自主防災組織の活性化
- ・復旧、復興等を担う人材の確保及び関係機関との相互応援体制の強化
- ・災害情報発信・伝達、警戒避難態勢の整備

#### ②老朽化対策

- ・公共施設の公共施設等総合管理計画等に基づく維持管理・耐震化の実施
- ・橋梁の長寿命化計画に基づく整備の実施
- ・学校施設の長寿命化計画に基づく整備の実施
- ・上下水道施設等ライフラインの耐災害性の強化の実施

#### ③地域振興

- ・道の駅における防災機能強化
- ・北しりべし定住自立圏による防災、観光連携の強化
- ・持続的な農林業経営による地域資源の適切な保全管理の推進

## 8 脆弱性に対する施策分野の評価

### (1) 人命の保護

1-1) 地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

#### 【評価】

(住宅・建築物等の耐震化)

○ 耐震化については、災害対策本部（役場本庁舎（100%））、避難所（100%）、医療施設（赤井川診療所（100%））、社会福祉施設（100%）、小中学校（100%）となっており、必要最低限の対策は終えている。

○ 公営住宅の耐震化率は、100%となっており、必要最低限の対策は終えている。

(建築物等の老朽化対策)

○ 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取り組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから「赤井川村公共施設等総合管理計画」（平成 29 年 3 月策定）に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。

○ 村営住宅の老朽化対策については、「赤井川村公営住宅等長寿命化計画」（平成 30 年 3 月改定）等に基づき、計画的な建替え、改善等の実施が必要である。

(避難場所等の指定・整備)

○ 現在、避難場所及び避難所を設定しているが、避難期間や災害の種類によっては、浸水の可能性区域に指定されている施設があることから、災害発生の際には、適切な避難場所及び避難所の指定、避難経路の設定、避難体制の確保が必要である。

○ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所（1 施設指定）について、住民周知に努める必要がある。

○ 学校施設が避難場所として指定されているため、赤井川村学校施設長寿命化計画に基づき、計画的な大規模修繕等の取り組みが必要である。

○ 積雪や低温等冬期間の自然条件にも対応しうる避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

○ 避難所における非常電源力の確保及び安否確認情報をはじめ、情報収集機能の向上を図るため、公衆無線 LAN の計画的整備に努める必要がある。

○ 避難所における非常時の電源確保を整備する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路については、国や北海道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

○ 各種災害による火災の未然防止や被害低減を図るために、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進をはじめ、地域住民による救命救急方法の修得も必要である。

○ 長期に渡る避難所生活を想定し、公衆衛生の観点から、村内唯一の公営入浴施設の維持管理の強化に取り組む必要がある。

1-2) 大雨（異常気象）による洪水（堤防決壊、河川氾濫等）に伴う住宅や施設等の建物へ

の浸水や道路の冠水等による死傷者の発生及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生

【評価】

（洪水ハザードマップの情報更新）

- 浸水想定区域図を活用した洪水ハザードマップを作成しており、平成 27 水防法改正に基づき更新作業を進めている。今後は、ハザードマップを活用した防災訓練等を実施する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 北海道及び村では、それぞれの管理河川において河道の掘削等河川改修や治水対策を進めているが、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。

（河川管理施設の老朽化対策）

- 河川管理施設については、老朽化施設の補修等を計画的に行い、適切な維持管理を進めていく必要がある。

（ダムの防災対策）

- 大雨等発生時における既存ダム施設の治水効果を発揮するため、ダム施設の定期的な点検・補修を行い、適切な維持管理を進める必要がある。

1-3) 考え得る自然災害による不特定多数が集まる施設の倒壊

（健康支援センター）

- 耐震基準を満たしているため地震での倒壊の危険性は無いと考えられる。

（生活改善センター）

- 既存構造を補強しての耐震化対応ができないため、当面は、施設の補修、維持管理の徹底を図る。

（体育館）

- 耐震化対策を終えていることから地震での倒壊の危険性は無いと考えられる。

（村内各小中学校）

- 昭和 56 年耐震基準後に建設されていることから地震での倒壊の危険性は無いと考えられるが、施設・設備の老朽化もあり、赤井川村学校長寿命化計画に基づき、計画的な大規模修繕が必要となっている。

（都住民センター）

- 耐震化対策を終えていることから地震での倒壊の危険性は無いと考えられる。

（道の駅あかいがわ）

- 耐震基準を満たしているため地震による倒壊の危険性は無いと考えられる。また、北海道開発局において国道 393 号の付帯設備として防災資機材倉庫が敷地内に設置されている。

（山村活性化支援センター）

- 昭和 56 年耐震基準後に建設されていることから地震による倒壊の危険性は無いと考えられる。

|   |
|---|
| <p>1-4) 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生</p> <p>（多数の死傷者の発生）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ カルデラ盆地外部の集落については、余市川沿いの溪谷状の中に集落が点在し、土砂災害の発生する危険性が高く、多くの死傷者がでる可能性がある。土砂災害警報が発令された場合には早めに避難勧告するソフト対策と、住民の安心・安全を確保するハード面両方の対策の必要がある。</li> </ul> <p>（後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土砂災害が発生する危険性のある場所は、山沿いであることから後年度にわたる脆弱性が高まる事態は低いと考えられる。</li> </ul> <p>（二次被害）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道の一部が土砂災害により交通麻痺を引き起こす危険性があることから、ハード面での対策が必要になる。</li> <li>○ 余市川沿いの農地は、浸水予想区域にあるため豪雨等による被害が発生することが考えられるため、ハード面での対策が必要である。</li> <li>○ 森林については、土砂災害が発生した場合に荒廃する可能性があることから、計画的な森林整備をするなどの対策が必要である。</li> </ul> |
| <p>1-5) 豪雪による建物等の倒壊。雪崩での多数の死傷者の発生及び二次災害（健康被害、交通麻痺）の発生</p> <p>（豪雪）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豪雪地帯であり、隔年に1件程度の発生ではあるが、豪雪による空き屋や老朽化した農業用倉庫などの倒壊が確認されている。今後も倒壊の危険性が高まる民家等の増加が懸念される。</li> </ul> <p>（雪崩）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国道393号において雪崩等による交通障害が散見されるため、ハード面での対策が必要である。</li> </ul> <p>（二次災害）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 暴風雪による国道393号の通行止めは年に数回あるが、道道や村道での発生は希である。猛吹雪や大雪の可能性のある時には、事故の危険性が高いことから外出を控えるなど、防災行政無線により呼びかけを行っている。</li> </ul>   |
| <p>1-6) 羊蹄山等火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生</p> <p>（火山噴火）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在は噴火の予兆はないが、いつ噴火の危険性が高まるか分からないことから、活火山である有珠山噴火を念頭に日頃から対策を検討しておく必要がある。</li> </ul>   |
| <p>1-7) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p> <p>（住民に対する情報伝達）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難勧告等の発令基準について住民周知を図る必要がある。</li> </ul>   |

- 情報伝達には、防災行政無線、震度 4 以上の地震予知に関しては J-A L E R T を活用しているが、大規模な長時間停電が発生した場合には情報伝達が不可能になることから、情報伝達手段の多重化の対策や、広報車による情報伝達、戸別の文書配布による周知も必要である。  
(住民以外に対する情報伝達)
- 災害発生時において外国人を含む観光客等の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供を図る必要がある。

(2) 救助・救急・医療活動等の迅速な実施

|  |
|--|
| 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止  |
| ○ 災害対応用の食糧として約 300 名分の飲食料を備蓄している。国によるプッシュ型支援や広域的防災協定、民間との災害援助協定の締結を進めているが、食糧不足を想定した対策を検討する必要がある。   |
| 2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生  |
| ○ 赤井川村の集落形成は、カルデラ盆地内に位置する集落とこの盆地外に位置する余市川沿いに点在する集落により形成されている。余市川の水害や土砂災害等複数災害の発生により、孤立する集落が同時に発生する危険性がある。集落間を結ぶ村道の拡幅をはじめ避難ルートを整備しておく必要がある。                           |
| 2-3) 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による支援体制の麻痺  |
| (警察、消防の体制)   |
| ○ 本村内には、警察駐在所 1 箇所 1 名、消防支署 1 箇所 13 名、消防団員 50 名で、本村内全域規模の災害が発生した場合には、人員は絶対的に不足している状況であることから、消防団の技術力強化を図るための教育研修を推進する。また、団員数の確保、支援を行う必要がある。                           |
| ○ 近郊の自治体からの支援を受け入れるため、受入体制の整備を行う必要がある。   |
| ○ 消防の災害対応能力、救急搬送業務強化のために必要となる人材の育成、資機材の整備を図る必要がある。   |
| (支援ルート)  |
| ○ 体制規模の大きな札幌市、小樽市などから支援を受ける必要があるときは国道 393 号が支援ルートとなるが、急勾配、急カーブが連続し災害時にはルートが断絶する可能性が高いことから 災害支援の根幹となる国道の強靱化要望を継続する必要がある。  |
| 2-4) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶  |
| ○ 平成 30 年 9 月に発生した、胆振東部地震の際には長期間の停電（ブラックアウト）及び石油不足が発生しエネルギー調達の高コストを経験したことから、村内唯一のガソリンスタンドである J A 新おたる並びに石油業協同組合との早期の災害時協定締結が必要であると共に、石油以外のエネルギー資源の活用について検討しなければならない。 |
| ○ 村内に賦存する再生可能エネルギーの資源調査を行い、災害時におけるエネルギーミックスに関して検討する必要がある。  |

|   |
|---|
| 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足   |
| ○ 現在は、300名分の食糧しか備蓄することができていないため、民間事業者との連携対応のほかに、更なる食糧備蓄について検討する必要がある。   |
| 2-6) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺  |
| (医療施設及び関係者)   |
| ○ 本村内は、赤井川診療所1箇所、医師1名体制であり、村内全域規模の災害が発生した場合には、医療関係従事者は絶対的に不足する状況であることから、関係医療機関との連携、国、北海道等からの支援受入体制の整備を行う必要がある。        |
| (支援ルート)   |
| ○ 体制規模の大きな札幌市、小樽市などから支援を受ける必要があるときは国道393号が支援ルートとなるが、急勾配、急カーブが連続し災害時にはルートが断絶する可能性が高いことから 災害支援の根幹となる国道の強靱化要望を継続する必要がある。 |
| 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生   |
| (医療施設及び関係者)   |
| ○ 本村内の病院は、赤井川診療所1箇所、医師1名体制であり、疫病や感染症が蔓延したときの体制は整っていない状況であることから、関係医療機関との連携、国、北海道等からの支援受入体制の整備を行う必要がある。                 |

### (3) 行政機能の確保

|  |
|--|
| 3-1) 広範囲な大規模災害発生に伴う行政機能の低下   |
| (災害対策本部機能の強化)  |
| ○ 防災訓練や災害対応の経験の蓄積を通じ、災害対策本部機能や実施体制の検証を行い、地域防災計画等の見直しにより、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。                       |
| (業務継続体制)   |
| ○ 業務継続体制について、業務全体を対象とした継続体制の整備に向けた取り組みを推進する必要がある。  |
| (行政機関相互の通信手段の確保)   |
| ○ 被災により電話や携帯電話の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう衛星携帯電話等の整備を検討する必要がある。  |
| 3-2) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下   |
| (職員)   |
| ○ 人口減少が進む中、村職員数の削減が避けられない状況に直面することが予測され、大規模災害発生時には職員自身も被災者となり行政機能を維持することが困難になることから、広域的な対策を検討する必要がある。 |
| (施設)   |
| ○ 災害対策本部となる役場庁舎の非常電源確保を強化するため太陽光パネル、蓄電池等を整備する必要がある。  |
| ○ 現在、土砂災害や洪水が発生した場合に利用不可能な公共施設も想定されることから、広域的な対策を検討する必要がある。   |

#### (4) 情報通信機能の確保

|  |
|--|
| 4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 停電が長期化することで情報を発信するための手段が低下することから、予備電源の確保を図る必要がある。</li><li>○ 個別に設置されている防災行政無線については、乾電池をバックアップ電源とすることで長期間の停電にも対応できるが、防災行政無線の基地局自体の電源は 72 時間が上限とされている。日頃からの備えとして、防災無線の電源としての乾電池の備蓄について村内各戸へ周知する必要がある。</li></ul> |
| 4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本村内での郵便の送達については、「災害時における赤井川郵便局と赤井川村との協力に関する協定」を締結しているため、本協定に基づき最低限の郵便サービスの協力を依頼することになる。</li></ul>  |
| 4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により必要な情報を伝達できない事態  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 住民等への災害情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線 LAN 等の整備を図り、災害情報提供の耐災化を向上する必要がある。</li><li>○ 情報伝達手段の多重化として、防災行政無線、インターネットによる手段も不可能となった場合は、広報車や戸別の文書配布による周知も必要である。</li></ul>   |

#### (5) 経済活動を機能不全に陥らせない

|  |
|--|
| 5-1) 観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害による経済活動の停滞   |
| (事務所、工場)<br><ul style="list-style-type: none"><li>○ 民間事業者による B C P (業務継続計画) の策定や新耐震基準以前に建てられた事業所を優先的に耐震診断、耐震改良などに取り組むよう促す必要がある。</li></ul>  |
| (産業)<br><ul style="list-style-type: none"><li>○ 山林、農地の荒廃による被害を軽減するため、耕作放棄地・遊休農地対策、農業基盤整備、担い手の育成確保や農林業経営の活性化、及び適正な治山事業、有害鳥獣対策を推進する必要がある。</li><li>○ 農業水利施設 (落合ダム) は本村農業の重要な生産基盤であるため、大規模自然災害が発生しても施設機能が失われることのないよう基幹水利施設の適正な点検、補修の必要があるとともに、今後、B C P (業務継続計画) を策定する。</li><li>○ 特産品である農畜産物の風評被害に対応するため、正確な情報発信のための体制を整備する必要がある。</li><li>○ 北しりべし定住自立圏と連携し、「北しりべし」ブランド力の強化を図り、風評被害から早期回復を図る必要がある。また、地域金融機関と連携し、農業、観光業の復興支援の必要がある。</li></ul> |
| (交通インフラ)<br><ul style="list-style-type: none"><li>○ 国道 393 号の道路改良 (トンネル化)、橋梁の長寿命化、雪崩発生防止等災害危険箇所への防災工事を北海道開発局 (国土交通省) に継続要望をする必要がある。</li></ul>  |

5-2) 食料等の安定供給の停滞

- 家庭や企業等においては被害想定や冬期間の対応等も想定し、3日分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため啓蒙活動に取り組む必要がある。

(6) ライフラインの確保と早期復旧

6-1) 電力供給ネットワークやエネルギーサプライチェーン機能の停止

- 石油供給ネットワークが停止し、ガソリンスタンドの貯蓄が無くなると車輛や暖房、非常用電源も利用できなくなる。村内唯一のガソリンスタンドであるJA新おたる並びに石油業協同組合との早期の協定締結が必要であると共に、再生可能エネルギー等石油以外のエネルギーを推進する必要がある。

6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化、老朽化、停電対策)

- 災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の耐震化や老朽化に対し計画的な整備を進める必要がある。また、水道管等更新期を迎える施設については、今後の水需要、断水等の上水道施設の機能不全を回避するため、発電機を配備する必要がある。

(水道施設の応急体制)

- 水道施設の被災に備え、緊急時の給水拠点や応急作業の人員の確保について民間事業者との連携を強化する必要がある

6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道業務継続計画の策定)

- 施設が長期的に停止すると、多数の施設や家庭が下水処理施設を利用していることから汚水の処理が出来なくなるため、下水道業務継続計画の策定に取り組む必要がある。

(下水道施設の耐震化、老朽化、停電対策)

- 災害時における下水道機能の確保のため、長寿命化計画により、今後増大が見込まれる施設更新を計画的に進めていく必要がある。
- 停電時の下水道施設の機能不全を回避するため、発電機を配備する必要がある。

6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

- 地域交通が分断すると日常生活に支障を来す住民がいることから、地域の支え合いをはじめ社会福祉協議会と連携を図り、災害時における地域交通ネットワークを構築する必要がある。

(7) 強い制御不能な二次災害

7-1) 市街地での大規模火災の発生

(消火栓、貯水槽)

- 住宅地への消火栓、耐震性貯水槽等の消防水利を拡充し、老朽化した防火水槽の計画的な改修、消火栓格納庫の維持管理を徹底する必要がある。

(消防団)

- 消防団の新基準装備に基づき、消防資機材の拡充を図る必要がある。

○ 消防団による火災警戒活動を充実化することで、火災予防意識の向上を図る必要がある。

(住宅、民間事業所)

○ 出火防止対策を促進する必要がある。

○ 老朽化した空き家の火災など、空き家の増加は災害の被害を拡大させる可能性が高まることから、空き家対策を促進する必要がある。

(学校、保育所)

○ 避難訓練の実施や防災教育を推進する必要がある。

○ 火災警報器などの定期的な点検や出火防止対策を行う必要がある。

7-2) 沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

○ 老朽化した空き家が増えていることから、暴風や豪雪により障害物の飛散することで幹線道路が通行不能になる可能性があることから、空き家対策を促進する必要がある。

(8) 地域社会・経済の迅速な再建・回復

8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 災害時には災害廃棄物が多量に発生することから、これらの集積場所及び処分地の選定・確保について検討の必要がある。

8-2) 道路等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○ 村内の災害復旧を担う人材等が不足している状況である。災害対策の人材確保、育成をはじめ、北海道、北海道開発局（国土交通省）、自衛隊などの関係団体との連携強化が必要となる。

## 9 脆弱性評価の結果

脆弱性の評価・分析を実施するためには、「起きてはならない最悪の事態」を防ぐための施策毎に現状と課題の分析を実施、以下の4つを脆弱性評価のポイントとし評価した。

### (1) ハード・ソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害の発生に対して、ライフライン、公共施設、道路の整備といったハード施策と防災訓練・防災教育といったソフト施策を適切に組み合わせる必要があるとあり、実施主体の財源に限りがあることを踏まえ、この取り組みをできるだけ効果的・効率的に展開するためには、施策の重点化を図りつつ、国土強靱化を推進していく必要がある。

### (2) 代替性・冗長性等の確保

施設の整備、システム等において、いかなる災害が発生しようとも機能を維持することが必要であることから、代替施設の確保、システムのバックアップ等、代替性、冗長性を確保する必要がある。

### (3) 国・北海道・民間事業者等との連携

国土強靱化を推進していくためには、村の取り組みだけでは限りがあることから、国・北海道・民間事業者等と情報共有を行い、連携を図る必要がある。

### (4) 地域特性に応じた施策の推進

本村は、大雨による土砂崩れ、大雨、大雪、地震、有珠山・羊蹄山噴火、泊原子力発電所における原発災害など多様な災害の危険性があることから、これらの災害それぞれに対する防災対策を講じていくことが重要である。

また、本村は札幌市や小樽市に隣接するアクセスの良さと国内有数のリゾート施設である「キロロリゾート」を有しており、国内外から多数の観光客が訪れる観光地である。また、120年前の開村以来、道央圏に立地する地理的条件を活かし、「都市近郊型農村」としての営みが持続されている。

災害によりこうした基幹産業が突如として衰退することは、本村の経済活動の停滞や人口流出に直結することから、人命の保護を最優先としつつ、これらの産業基盤を守ることも重要である。

## 第4章 強靱化の推進方針

### 1 計画の推進期間など

赤井川村地域強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、本村の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要になることから、本計画の推進期間は令和元年(2019年)12月から令和6年(2024年)12月までの5年間とする。

なお、計画期間内においても、社会情勢や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」の変更により計画内容の抜本的な見直しが必要な場合には、所要の見直しを行う。また、本計画は、本村の他の分野別計画における地域強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、地域強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

### 2 施策の重点化及び推進方針

地域強靱化の取り組みを効果的かつ効率的に推進していくためには、施策の重点化を図りながら推進する必要がある。

本計画では、第3章6の別紙で脆弱性評価を行った29の「起きてはならない最悪の事態」の中から人命保護、緊急性、本村の地域特性などの観点から、特に回避すべき18の【重点化施策】を選定し、施策を推進する。

### 3 施策の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管課を中心に、国や道等と連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげる。

### 4 老朽化対策

橋梁の修繕等に係るトータルコストの削減を図るため、「赤井川村橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、公共施設の維持管理・補修工事等を計画的に実施する。

基本  
目標

- I. 人命の保護が最大限図られる
- II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

起きてはならない最悪の事態

| 事前に備えるべき目標  | プログラムにより回避されるべき起きてはならない最悪の事態   |
|---|--|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる                         | 1-1) 【重点化施策】<br>地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生   |
|   | 1-2) 【重点化施策】<br>大雨（異常気象）による洪水（堤防決壊、河川氾濫等）による住宅や施設等の建物への浸水、道路の冠水等による死傷者の発生及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生 |
|   | 1-3) 考え得る自然災害による不特定多数が集まる施設の倒壊   |
|   | 1-4) 【重点化施策】<br>大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生      |
|   | 1-5) 豪雪による建物等の倒壊。雪崩での多数の死傷者の発生及び二次災害（健康被害、交通麻痺）の発生   |
|   | 1-6) 羊蹄山等火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生  |
|   | 1-7) 【重点化施策】<br>情報伝達の不備・途絶等による多数の死傷者の発生  |
| 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止  |
|   | 2-2) 【重点化施策】<br>多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生   |
|   | 2-3) 【重点化施策】<br>警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による支援体制の麻痺   |
|   | 2-4) 【重点化施策】<br>救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶   |
|   | 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   |   | 料等の供給不足  |
|   |   | 2-6) 【重点化施策】<br>医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺                    |
|   |   | 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生  |
| 3 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する  | 3-1) 【重点化施策】<br>行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下                                |
|   |   | 3-2) 【重点化施策】<br>行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な拡大                                |
| 4 | 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する  | 4-1) 【重点化施策】<br>電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止                                   |
|   |   | 4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態                                      |
|   |   | 4-3) 【重点化施策】<br>テレビ・ラジオ放送の中断等により必要な情報を伝達できない事態                           |
| 5 | 大規模自然災害後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない                                | 5-1) 【重点化施策】<br>農業・観光業等の事業活動の停止及び風評被害による経済活動の停滞                          |
|   |   | 5-2) 食料等の安定供給の停滞   |
| 6 | 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、燃料等、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-1) 電力供給ネットワークやエネルギーサプライチェーンの機能の停止                                      |
|   |   | 6-2) 【重点化施策】<br>上水道等の長期間にわたる供給停止   |
|   |   | 6-3) 【重点化施策】<br>汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止                                      |
|   |   | 6-4) 【重点化施策】<br>地域交通ネットワークが分断する事態  |
| 7 | 制御不能な二次災害を発生させない  | 7-1) 【重点化施策】<br>市街地での大規模火災の発生  |
|   |   | 7-2) 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺   |
| 8 | 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する                                | 8-1) 【重点化施策】<br>大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態                      |
|   |   | 8-2) 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |



赤井川村国土強靱化地域計画

令和2年2月発行

北海道 赤井川村

〒046-0592

北海道余市郡赤井川村字赤井川 74 番地 2

担当：総務課企画地域振興係

TEL 0135-34-6211

FAX 0135-34-6644